

あさごまちづくりニュース

Vol.

9

一般
質問

市民は税金にシビアです！

課題 期別を誤った税納付が還付充当されず
督促手数料が徴収されてしまいます。

提案

誤納付した旨を市に伝えれば、
督促手数料は免除されるべき。

朝来市の法解釈上は正当な納付にあたり、手数料は妥当である。 回答

つまり、2期の間に3期の納付書で納付すると、3期分の「正当な納付」として収納されます。2期が未納となり、督促が行われるのです。これは本当に「正当な納付」でしょうか？市長は地方税法17条の3の「予納」だと主張していますが、僕は同法17条の2の「過誤納」であり、還付充当されるべきだと考えます。法律家の最新の見解も同じです。地方自治研究機構(RILG)「自治体法務Q&A」(22年冬号)では以下の説明をしています。

本件納付に係る徴収金は誤納金として取り扱った上で、過誤納金の充当を認める法第17条の2に基づき、納付されたときに遡って[前期の]徴収金に充当することが相当と考えます。

焦点は予納における「申出」の解釈です。法の趣旨からして本件は明らかに申出を欠きます。再考を強く求めます。

地方税法17条の3(予納) 納税者がその申出により納期前に納付した金額は還付しない。(加藤要約)

一般
質問

守ろう！ 地域の水道

課題 特設水道が壊れて不便を強いられている地区があります。

提案

最小限の地元負担で修繕工事を実施していただけないか。

通常の維持管理と資本的な施設改良では分担の考え方がある。 回答

市長によれば、この条文は次のように分解して解釈されます。



貯水槽の全面的的な交換等 = 資本的な「施設改良」
管路の部分的な交換等 = 通常の「維持管理」

▶ 市長と協議...協議結果によって地区の負担割合は異なる

▶ 原則設置区域で負担ただし補助金あり

朝来市地域づくり支援事業補助金
市 7割 地区 3割

白口区で現在行おうとしているのは管路の交換であり、地区は3割負担となります。地区ではその財源を集めに尽力されています。なんとか早く元通りの生活が送れるよう寄り添っていきたいと思います。

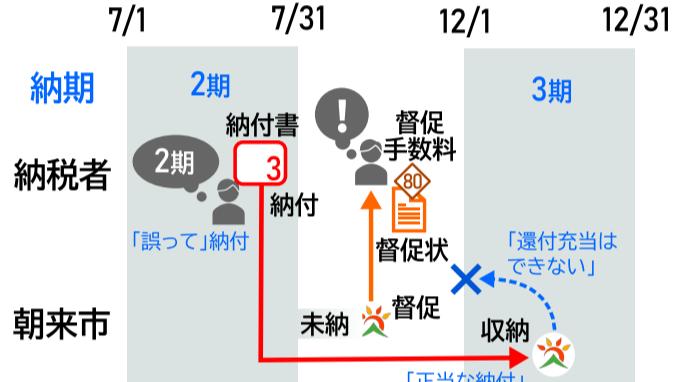
誰ひとり取り残さない朝来市を

加藤たかゆき
後援会

2024/02

2023年「今年の漢字」は「税」でした。国民が税の出入りを厳しく見ている結果だと思います。加藤も12月議会で朝来市の税業務について追究しました。期別に分かれた納付書で納税する際、期を誤って何も言われません。しかしそのままでいると、督促手数料を取られます。必要な金額は納めているのに、納付書の誤りだけで督促手数料が取られるのはなぜでしょうか？市HPでは以下の説明をしています。

例えば、第2期分を納付するつもりが誤って第3期分の納付書で納付した場合、第3期分として収納されます。納付自体は正当な納付みなされますので、お返しすること(「還付」といいます)や別の期別に充てること(「充当」といいます)はできません。



期別を誤った税納付により督促手数料が発生する仕組み
※固定資産税を想定

3期の納付書は「申出」に該当 → 予納に該当 → 「正当な納付」として収納

RILG 「申出」の趣旨は錯誤の防止 → 明らかに申出を欠く → 予納ではない → 過誤納

水は生活に欠かせません。蛇口をひねれば水が出るのは水道のおかげです。しかし今、白口区の水道が壊れ、住民は不便な生活を強いられています。白口区の水道は「特設水道」といい、市水道から物理的にも経営的にも独立しています。市水道が壊れた場合税金で直してもらいますが、特設水道が壊れた場合の費用はどうしたらよいでしょうか？市は条例で以下の規定をしています。

朝来市特設水道設置条例 11条2 施設の維持管理費用は、原則として設置区域で負担する。ただし、施設改良等に伴う費用が必要となった場合等については、市長と協議して定めるものとする。

特設水道のある3地区は市内でも過疎地でもあり、厳しい財政です。福祉の観点から、なるべく税金を充てるべきと僕は考えます。

加藤たかゆき後援会

〒679-3322

朝来市生野町奥銀谷1513

takayuki1983@gmail.com

電話 079-666-8848

Fax. 079-244-1259

一般質問
動画配信



加藤の
「詳しそう」
Facebook



LINEで
お気軽に
ご相談を



一般質問

外国人児童にもっと日本語を!

課題 外国人の子どもへの日本語学習の機会が行き届いていません。

提案 支援ができる地域人材と支援が必要な子どもをつないでほしい。

連携の必要性は増している。支援者の技術向上に取り組みたい。

回答

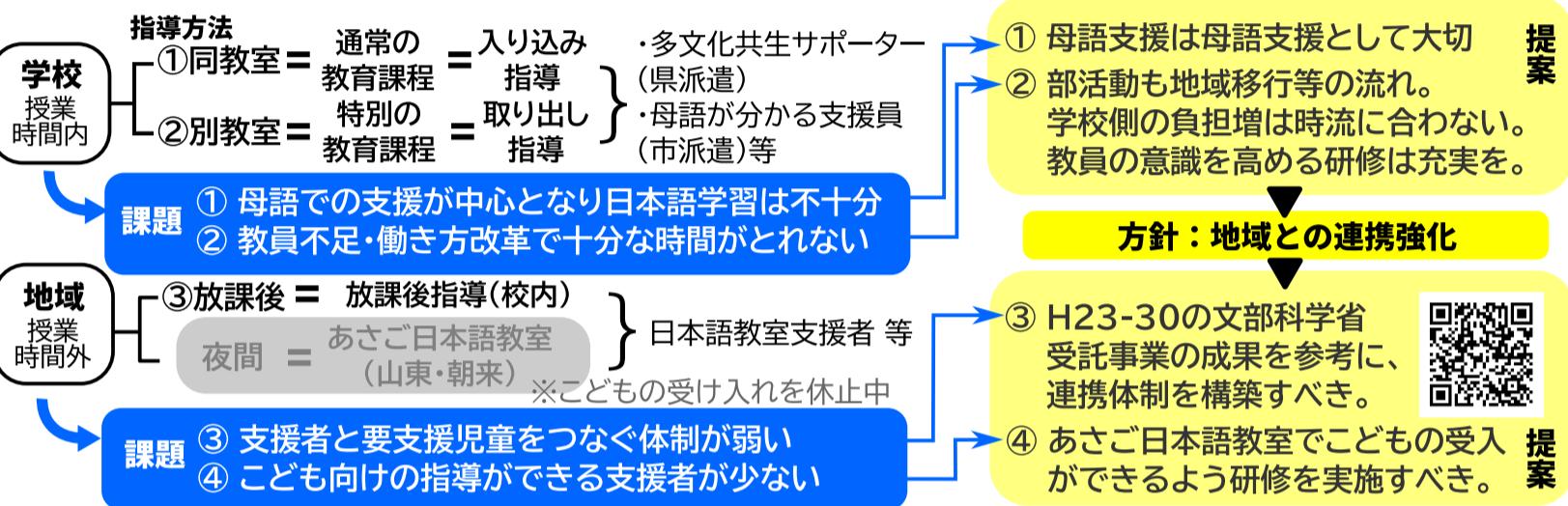
日本語を学びたい外国人市民に学ぶ機会を作ることは国や市の責務です。こどもに対しても同じです。朝来市の外国人は426人(23年3月)。市内小中学校には外国籍のこどもが7名います。うち5名は「日本語指導が必要」と教育委員会が把握しています。現在、主に下図の3つの方法で指導を行っています。しかし4つの課題があり「十分に指導が行き届いているとは言えない」(教育長)のが現状です。

下図の課題②を考えると、授業時間内での支援の充実は難しい状況です。放課後の地域連携による支援が重要、と僕も教育長も同じ考えでした。そのため課題③④を解決できるよう提案をしました。

今後、特定技能※の在留資格の拡大により、朝来市でも家族での永住を視野に来日する方が増えると思われます。そのために、こどもへの日本語教育の機会を充実させることは重要だと考えます。

※特定技能:従来の技能実習に対して、より専門性をもった外国人を雇用する制度。

市内外国人児童生徒に対する
日本語支援の現状と将来像



議案討論

非正規格差解消を!

正規職員は4月に遡って賃上げ。
非正規職員は4月遡及しない。

議案

反対

格差解消に向けた取組は評価するが、格差は解消していない。

議案49号(職員給与の改定)に反対しました。朝来市では以前から給与改定に際し、正規職員(常勤職員)と非正規職員(会計年度任用職員)の間で不平等があります。今回一定の改善はありましたが依然格差は残っています。総務省は23年5月2日通知で、給与改定に関して両職員間での平等な扱いを求めています。格差の完全な解消を望みます。

例えば市立こども園職員133人のうち94人、70.1%が会計年度任用職員です。常に職員の募集をしていますが採用に苦慮しています。少しでも条件が良くなれば採用にもつながるはずです。

給与改定を4月に遡って適用するか否か

22年改定 23年改定 加藤の評価



議案討論

議員賞与増額不要!

特別職の賞与増額に伴い、議員賞与も約3.7万円増額する。

議案

反対

ハラスメント問題で揺れている。市民の理解は得られない。

議案50号(特別職期末手当の改定)および議案57号(補正予算6号)に反対しました。議案自体は特別職(市長・副市長・教育長)の賞与を0.1ヶ月分増額するというもの。これは賛成です。一方、議員18名の賞与も、特別職の賞与に連動して改定される規則です。そのため今回も増額されます。

現在、議員による市職員へのハラスメントが指摘され、議会として対策のスタートラインに立ったところです。このタイミングでの賞与増には反対です。

議員による市職員へのハラスメントと対応

- 10/26 ハラスメント防止に関する申し入れ(副市長→議長)
※職員の約4割が議員からハラスメントにあった、もしくは目撃した。
- 11/29 ハラスメント防止についての通知(議長→全議員)
- 12/25 ハラスメント根絶についての決議(議会による決議)
- '24/2 ハラスメントに関する研修(全議員が受講予定)

議案討論

物価対策全市民へ!

物価高騰対策として、市水道の基本料金を3ヶ月免除する。

議案

反対

特設水道等の民営水道地区に支援が無いのは不平等。

議案64号(補正予算7号)に反対しました。この中の水道料金免除事業の内容に賛同できないからです。市ではこれまで物価高騰対策として、市水道の基本料金の免除を行ってきました。

一方、今回僕が調査する中で、市水道を使っていない地区も一定数あることが分かりました。市長は、市水道は民営水道より割高なので支援をすると説明しています。しかし、この事業の目的は物価高騰対策です。高騰の影響は全市民が受けています。民営水道利用者にだけ支援が届かない政策に反対です。

物価高騰対策としての水道料金免除の問題点

目的	物価高騰対策
対象	全世帯(約12,300戸)
事業	市水道料金免除
対象	市水道契約世帯(約99%)
提案	民営水道利用者(5地区約130戸) 民営水道地区も申請に応じて同等の給付を実施すべき